部長、参事官及び所属長　　情管発第111号
殿　　（警務、生企、刑企、交企、備ー）
情報通信部長　　令和７年７月４日
５年保存（口訓）
本部長

高知県警察デジタル化推進部会の設置について（通達乙）

高知県警察デジタル化施策総合戦略推進本部設置要綱第６の１に基づき、「高知県警察デジタル化推進部会（通達乙）」（令和７年５月８日情管発第78号。以下「旧通達乙」という。）を運用しているところであるが、先端技術の活用を一層推進するため、下記のとおり「高知県警察デジタル化推進部会」を設置し運用することとしたので通達する。

情報通信部長にあっては協力をお願いする。

なお、この通達乙の実施をもって旧通達乙は廃止する。

記

１　目的

県警察のデジタル化推進に関する重要な事項についての調査、研究及び検討を行う。

２　構成員

別紙のとおり

３　部会の招集

部会の招集については、別途部会長よりテーマ毎に連絡する。

別紙

「高知県警察デジタル化推進部会」構成員表

部 会 長	情報管理課長
副部会長	情報管理課デジタル化推進室長
部 会 員	情報管理課デジタル政策担当課長補佐 警務部（情報管理課を除く。）、生活安全部、刑事部、交通部、警備部及び情報通信部の職員のうち、各部庶務担当課長または部会長が各テーマに応じ指名する者